

## 放課後等デイサービス

### 【給付費に係る変更】

届出期限	加算単位数が 増加する 変更	① 下記②以外の加算等	算定月の前月の15日*(例) 6/1から加算を算定希望 → 5/15までに届出
		② 福祉・介護職員待遇改善加算 福祉・介護職員等特定待遇改善加算 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 を、年度の途中で	
	新たに算定する	区分を上げる	算定月の前々月の末日*(例) 6/1から加算を算定希望 → 4/30までに届出
	すべて	事実発生後、すみやかに届出 加算等の要件を満たさなくなった場合、 届出の時期に関わらず、事実発生日から、 従前の加算区分による請求はできなくなります。	

\* 上記の「15日」「末日」が閉庁日にあたる場合は、直前の開庁日が届出期限となります。  
(届出期限を過ぎてから届出書が到達した場合には、翌月以降からの算定となります。)

【必須書類】	様式第5－2号（体制等届出書） 別紙1（体制等状況一覧表（該当サービス部分））
--------	--

加算等項目	添付書類	備考
放課後等デイサービス給付費 (医療的ケア区分を 算定する場合)	上記の【必須書類】 基本報酬 届出書7 基本報酬 別添6	※届出の前に事前相談
児童指導員等加配加算	上記の【必須書類】 別紙31－1 別紙2 勤務形態一覧表 資格証等の写し	・資格証等の写しについては、基準人員及び加算の対象となる従業員全員分を提出
専門的支援加算	上記の【必須書類】 別紙31－1 別紙2 勤務形態一覧表 資格証等の写し	・資格証等の写しについては、基準人員及び加算の対象となる従業員全員分を提出
看護職員加配加算 (I・II)	上記の【必須書類】 別紙20－2 別紙2 勤務形態一覧表 看護師免許等の写し 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していることが分かる資料 ※	・看護師免許等の写しについては、基準人員及び加算の対象となる従業員全員分を提出 ・主に重症心身障害児を対象とする事業所のみ算定可 ※ ホームページ掲載箇所の写し、パンフレットなど
共生型サービス体制強化加算	上記の【必須書類】 別紙54 別紙2 勤務形態一覧表 児童発達支援管理責任者、児童指導員又は保育士であることを証する書類	・共生型のみ算定可
福祉専門職員配置等加算 (I・II)	上記の【必須書類】 別紙6－1 別紙2 勤務形態一覧表 資格証の写し	・対象職種：児童指導員のみ（共生型の場合を除く） ・多機能型は、全サービスの合計で算定するため、全サービスの勤務形態一覧表を提出 ・資格証の写しについては、基準人員及び加算の対象となる従業員全員分を提出
福祉専門職員配置等加算 (III)	上記の【必須書類】 別紙6－1 別紙2 勤務形態一覧表 別紙7 福祉専門職員実務経験証明書 ※	・対象職種：児童指導員及び保育士（共生型の場合を除く） ※「勤続3年以上の常勤職員が30%以上」の要件を用いる場合のみ提出
特別支援加算	上記の【必須書類】 別紙33 別紙2 勤務形態一覧表 理学療法士等であることを証する書類 該当者の特別支援計画	・理学療法士等であることを証する書類については、加算の対象となる従業員全員分を提出 ・記録を整備すること
強度行動障害児支援加算	上記の【必須書類】 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証の写し 別紙2 勤務体制一覧表	・研修修了証の写しについては、加算の対象となる従業員全員分を提出

加算等項目	添付書類	備考
送迎加算（重心）	上記の【必須書類】 別紙12－2 別紙2 勤務形態一覧表	
延長支援加算	上記の【必須書類】 別紙11 運営規程 該当者の個別支援計画	・個別支援計画に、延長支援の必要性についての記載があるか
福祉・介護職員処遇改善加算 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	上記の【必須書類】 別紙様式2－1 障害福祉サービス等処遇改善計画書 別紙様式2－2 福祉・介護職員処遇改善計画書 (施設・事業所別個表) 別紙様式2－3 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書 (施設・事業所別個表)※ 別紙様式2－4 福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書 (施設・事業所別個表)※ 別紙様式2－5 障害福祉サービス等処遇改善計画書 (特定加算における職員分の変更特例)※ 別紙様式4 変更に係る届出書※ 別紙様式5 特別な事情に係る届出書※	・※印については該当する場合に提出。詳細はホームページを参照。
利用定員超過による減算	上記の【必須書類】	※届出の前に事前相談
サービス提供職員欠如減算	上記の【必須書類】 別紙2 勤務形態一覧表	※届出の前に事前相談
児童発達支援管理責任者欠如減算	上記の【必須書類】 別紙2 勤務形態一覧表 欠けた理由及び人員確保のために講じている対応について（任意様式）	・要届出 ※届出の前に事前相談
自己評価結果等未公表減算	上記の【必須書類】	※届出の前に事前相談
開所時間減算	上記の【必須書類】 運営規程	※届出の前に事前相談

放課後等デイサービス